

委員会提出議案第 1 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 5 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 頭 山 太 郎

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>第12条 ……略……</p> <p><u>（出席方法の特例）</u></p> <p><u>第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、若しくは災害等の発生等により、又は出産、育児、看護、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所に参集することが困難な委員があるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会の開会場所以外の場所から委員会に出席させることができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定によりオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に申請し、その許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項に規定する許可を得て委員会にオンラインにより出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる委員会への出席方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>（秘密会）</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第12条の2第1項の規定によりオンラインにより出席する委員がある委員会は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 ……略……</p>	<p>第12条 ……略……</p> <p>（秘密会）</p> <p>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。